

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【公開番号】特開2002-96607(P2002-96607A)

【公開日】平成14年4月2日(2002.4.2)

【出願番号】特願2001-189496(P2001-189496)

【国際特許分類】

B 6 0 C	9/00	(2006.01)
B 6 0 C	9/18	(2006.01)
D 0 6 M	15/693	(2006.01)
D 0 7 B	1/16	(2006.01)
D 0 7 B	5/00	(2006.01)
D 0 6 M	101/00	(2006.01)

【F I】

B 6 0 C	9/00	F
B 6 0 C	9/00	H
B 6 0 C	9/18	A
B 6 0 C	9/18	K
D 0 6 M	15/693	
D 0 7 B	1/16	
D 0 7 B	5/00	D
D 0 6 M	101:00	

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月23日(2008.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

補強材要素を含むエラストマのタイヤにおいて、少なくとも一つの補強材要素が実質的に対称な長いテクニカルファイバーから成るモノフィラメント型の細長い複合要素であり、上記ファイバーは少なくとも2.3GPaの初期伸びモジュラスを有する熱硬化性樹脂樹脂で含浸されており、各ファイバーは全て互いに平行であり、細長い複合要素は圧縮時に少なくとも2%の弾性変形率を有し、湾曲時の曲げ圧縮破断応力が伸び破断応力より大きいことを特徴とするタイヤ。

【請求項2】

実質的に対称なテクニカルファイバーがガラス繊維である請求項1に記載のタイヤ。

【請求項3】

熱硬化性樹脂樹脂が130℃以上のガラス遷移温度Tgを有する請求項1または2に記載のタイヤ。

【請求項4】

熱硬化性樹脂樹脂の初期伸びモジュラスが少なくとも3GPaである請求項1に記載のタイヤ。

【請求項5】

細長い複合要素の伸び弾性変形が実質的に圧縮弾性変形に等しい請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 6】

細長い複合要素がレゾルシノール - ホルムアルデヒド粘着性ラテックス (RFL) の層で覆われている請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 7】

細長い複合要素がトレッドの下に位置するタイヤの一部を補強する請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 8】

細長い複合要素が一方のショルダから他方のショルダまで延びる平行な断片であり、この平行な断片は放射状に上下に配置された少なくとも2つのプライに並べられ、各断片は一つのプライが他方のプライとは互いに逆の角度となるように配置される請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 9】

ファイバー含有量が細長い複合要素の全重量の30～80%であり、細長い複合要素の密度が2.2以下である請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 10】

初期伸びモジュラスが少なくとも30GPaである請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 11】

細長い複合要素の圧縮破断応力が少なくとも0.7GPaである請求項1に記載のタイヤ。

【請求項 12】

細長い複合要素の圧縮弾性変形が少なくとも3%である請求項1に記載のタイヤ。